

同記別記に、寢殿簾中調度未立、上達部座障子可張絹、今日猶爲唐紙、不可然とある、この唐紙は、唐國の紙をたうしといふ、それにはあらず、これは今の世にも、衾障子にはる、紋ある一種の紙あるそれなるべし、これを唐紙といふよしは、ひまなく紋の有て、よのつねの紙とはそのさま異なるれば也、すべてよのつねなると、ことなる物をば、唐某といふ、つねのこと也、さていにしへに障子といへるは、多くは衾障子のことにて、今いふ障子はあかり障子也、さて又ふすま障子といふよしは、衾をひろげたらんやうに張たる故也、今世にこれをたゞにふすまとのみいふは、庖丁刀といふべきを、庖丁とのみいふと同じたぐひの省名也、又此衾障子をから紙ともいふは、件のから紙して張たるよしにて、唐紙障子のはぶき也、

〔雍州府志七〕韓紙 倭俗是謂加羅加美、今處々製之、然東洞院二條南岩佐氏所製尤爲宜、張襖障子專用之、

〔千載和歌集十八〕からかみのかたぎ

よととも心をかけて頼めども我からかみのかたぎさるしか

〔撮壤集中〕明障子

〔水蛙眼目〕或人物語云、中院禪門と阿佛房とゐられたる所へ爲氏まかりて、えんにてこはづくりて、あかり障子をあけていらんとせられけるを、阿佛房障子の尻ををさへて、あかり障子をかかし題にて一首あそばし候へ、あけ候はんと被申ければ、とりあへず、

いにしへのいぬきがかひしすゝめの子飛あがりしやうしとみるらんとよまれば、あけてわらひて入られけり、たはむれながらにくき心にてやありけん、源承法眼の説とてかたりき、

〔後奈良院御撰何曾〕火をともし候ぞ御入候へ

あかりせうじ

〔倭訓栞中編一〕あかりさやうじ 明障子也、唐山の牕なるべし、まさすけに、ぬりこのあかりさう